

# 著作物等のライセンス契約に係る制度 の在り方に関する調査研究の概要

---

- 平成29年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等の著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うべきとの議論があった
- このような議論を踏まえ、平成29年度、文化庁委託事業として、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」を実施した  
(受託者：一般財団法人ソフトウェア情報センター (SOFTIC) )
- この調査研究の結果は、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成30年3月)という形で取りまとめられ、文化庁ウェブサイト公表されている
  - ・報告書本文  
[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032\\_04.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_04.pdf)
  - ・報告書資料編  
[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032\\_03.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_03.pdf)

- 調査研究においては、以下の2つの制度の導入に関する検討を行った
  - ① 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度
  - ② 独占的ライセンサーへの差止請求権を付与する制度
- 上記2つの制度に関して、社会におけるライセンス契約の実態、制度が存在しないことにより問題が生じた事例の有無、独占的ライセンスの対象となっている著作権等の侵害への現在の対応状況、制度導入による著作物等の利用環境への影響の有無等を把握するために、事業者団体等に対するアンケート調査・ヒアリング調査を実施
- 有識者からなる検討委員会を設置し、上記2つの制度に関し、民法法理との整合性、特許法等の知的財産権法との整合性その他の調査研究の目的を達成するために必要な法的分析や諸外国における類似制度の調査等を行った



上記の調査の結果を踏まえて、検討委員会において、上記2つの制度の導入について検討を行う必要性の有無や制度の導入に当たって検討が必要な論点についての整理を行った

著作物等の利用を行う事業者に対し、アンケート調査を実施

## ・期間

平成30年1月12日～同年2月9日

## ・方法

ウェブアンケート（インターネット上にアンケート調査システムを構築し、回答者は指定されたURLにウェブブラウザを用いてアクセスして回答）

## ・対象者

音楽、出版、映像、ゲーム、キャラクタービジネス、エレクトロニクス、IT、ソフトウェア、放送、IT関係の以下の事業者団体の会員事業者を対象とした（各団体事務局を通じて会員事業者に対してアンケートへの協力を依頼。）

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会、一般社団法人音楽電子事業協会、一般社団法人オンラインゲーム協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、協同組合日本映画製作者協会、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本商品化権協会、一般社団法人日本情報システムユーザー協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本知的財産協会、一般社団法人日本動画協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

## ・回答

88の事業者から回答があった

①音楽，文芸，美術，写真，出版，実演，レコード，放送，エレクトロニクス，IT，ソフトウェア等の関係事業者及び事業者団体，②著作権等管理事業者，③有識者，④法改正要望団体，⑤行政機関に対して，面談でのヒアリング調査を実施

## ①事業者・事業者団体

IT関係事業者3社，特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会，一般社団法人情報サービス産業協会，一般社団法人日本音楽出版社協会，公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会，一般社団法人日本雑誌協会，一般社団法人日本写真著作権協会，一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人日本知的財産協会，一般社団法人日本美術家連盟（兼・著作権等管理事業者），公益社団法人日本文藝家協会（兼・著作権等管理事業者），公益社団法人日本漫画家協会，一般社団法人日本レコード協会（兼・著作権等管理事業者），放送事業者3社，放送事業者関連会社2社，一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

## ②著作権等管理事業者

一般社団法人出版物貸与権管理センター，一般社団法人日本音楽著作権協会，公益社団法人日本芸能実演家団体協議会，公益社団法人日本複製権センター

## ③有識者

福井健策弁護士（骨董通り法律事務所）

## ④法改正要望団体

東京都行政書士会，日本弁理士会

## ⑤行政機関

東京税関

検討委員会の構成は以下のとおりである

## 委員長

小川 憲久 弁護士（紀尾井坂テームス綜合法律事務所）

## 委員

石新 智規 弁護士（西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業）

井奈波 朋子 弁護士（龍村法律事務所）

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

水津 太郎 慶應義塾大学法学部教授

曾野 裕夫 北海道大学大学院法学研究科教授

龍村 全 弁護士（龍村法律事務所）

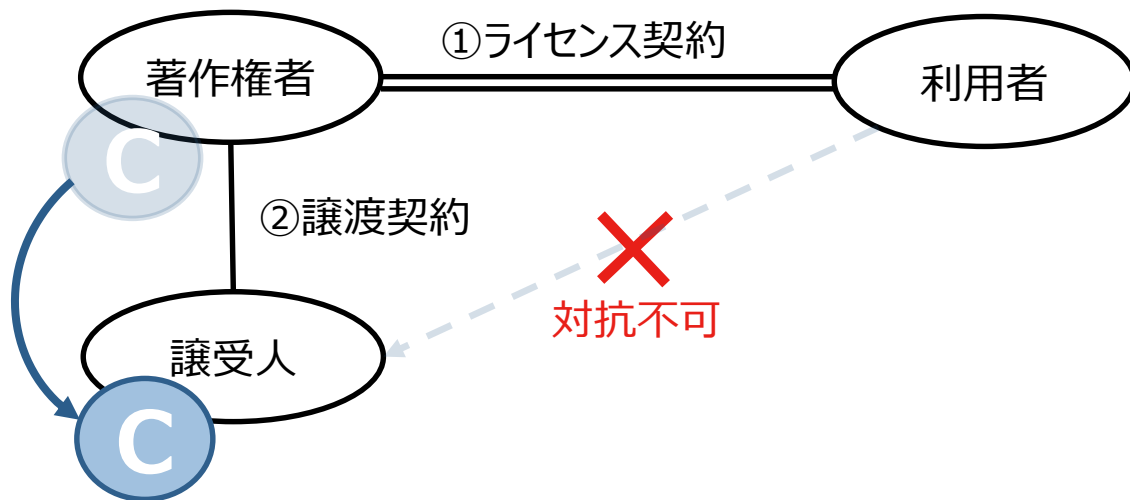
松尾 剛行 弁護士（桃尾・松尾・難波律事務所）

松田 俊治 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

横山 久芳 学習院大学法学部教授

# 利用許諾に係る権利の対抗制度について

- 著作物の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンサー）は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人（第三者）に対し、当該利用許諾に係る権利を対抗する手段がない



- 著作権者（ライセンサー）が破産・倒産した場合、破産手続等の開始時に利用許諾契約が双方未履行の場合には、利用許諾契約に係る権利について対抗要件を備える手段がないため、破産管財人等から契約を解除されるおそれがある

利用許諾に係る権利の対抗制度が設けられていないため、利用者はライセンス契約に基づく利用を行う地位を確保することができず、安心してライセンス契約に基づくビジネスを行うことができる環境にないのではないか



## 現在の状況

- 現在、ライセンス契約の継続中に、ライセンサーが第三者に著作権等を譲渡する事案やライセンサーが破産する事案が一定程度存在している
  - ・ライセンス契約の継続中にライセンサーが第三者に著作権等を譲渡した経験を有するライセンシーが30.5%
  - ・ライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験を有するライセンシーが23.6%
- もともと、譲受人から引き続き許諾を受けられる場合、破産管財人等から著作権等の譲渡を受ける場合など利用が継続できる場合は多い
  - ・著作権が譲渡された場合において、ライセンサーの地位がすべて引き継がれて従前通りライセンス契約が更新されたとの回答をした者が69.4%
  - ・ライセンサー破産の場合において、破産管財人との交渉により著作権の譲渡を受けて利用を継続したとの回答が45.8%、破産管財人が著作権を売却した先との交渉によって利用権限を得たとの回答をした者が25.0%
  - ・ヒアリングにおいても、著作権の譲渡がなされた事例や著作権者等が破産した事例において多くの場合は利用が継続できているといった意見が多く見られた
- 一方で、譲受人から許諾が受けられずに利用が継続できなかった事例、譲受人から許諾を受けるために追加の支払いを求められた事例も存在
  - ・著作権が譲渡された場合において利用は継続できたが新たな義務を課されたとの回答が25.8%、利用ができなくなったとの回答が4.8%
  - ・ライセンサー破産の場合において、破産管財人によりライセンス契約が解除されて事業を取りやめたとの回答をした者が16.7%、破産管財人により著作権が第三者に売却されたため事業を取りやめたとの回答をした者が6.3%
  - ・ヒアリングにおいても、譲受人から許諾を受けるために追加のライセンス料の支払いを求められた事例が複数確認された

# 対抗制度導入の検討の必要性について②

## 実務上の対応

- （ライセンスの代わりに）著作権の一部譲渡を受けることは、権利者の抵抗感から難しい場合もあるし、どこまで権利の細分化が認められるか等について不明確な部分がある
- ライセンス契約に譲渡禁止条項を盛り込む等の契約における対応が行われているが、第三者に対する法的拘束力がないため、利用の継続の確保にはつながらない

## 関係者の意見

- ライセンシーからは、ライセンス契約に基づくビジネスにリスクを感じていることなどを理由として、対抗制度の導入を求める意見が多かった。また、昨今の情報通信技術の急速な発展やビジネスに関わる事業者の多様化により、今後対抗制度が存在しないことにより利用の継続に支障が生じる場面は急速に増え得るとの指摘もあった
- 著作権者（ライセンサー）の立場からはデメリットが生じるとの意見は特に見られず、むしろ著作権者の意に反して著作権譲渡を迫られる状況を変えられる可能性があるとの指摘があった

著作権等の譲渡等があった場合にライセンシーが著作物の利用を継続できる地位の確保については課題があり、譲受人の取引の安全も考慮しつつ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討がされるべきであると考えられる

## 導入の許容性

### ○法的整理

- ・ 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度を導入したとしても、譲受人自身の利用及び他者へのライセンスが妨げられるものではないため、善意の譲受人を保護すべき要請は大きくないとの整理を行い得る
- ・ ライセンシーは事前に著作権の移転等を知り得ず、リスクを適切に内部化しにくい一方で、譲受人は著作権の移転時に第三者に対する利用許諾の有無を確認してそのリスクを内部化することが可能である

### ○実際の取引状況

- ・ ライセンス契約の対象となっている著作権を譲り受けた場合に、譲受人はライセンシーに許諾を出している例は多く、不利益が大きい場合が多いと思われる
  - ・ ライセンシーの利用について継続して許諾をした譲受人は96.9%
  - ・ ヒアリングにおいても、譲受人の立場になる者からは、自らの利用が妨げられるわけではないことから、ライセンシーの利用が継続されたとしてもあまり問題とはならないとの意見があった
- ・ また、著作権の譲渡契約時に、他者にライセンスを与えているかについて確認をしている例が多く見られるとともに、譲渡契約中に他者にライセンスをしていない旨を表明保証させる条項を入れている例が相当程度存在することが確認された
  - ・ 著作権の譲渡を受ける際にライセンスの有無を確認したことがある者は70.6%、他者にライセンスしていない旨を表明保証させたことのある者は56.4%
  - ・ ヒアリングにおいても、取引規模にもよるが、ライセンスの有無を確認するのは一般的であるとの意見や他者にライセンスしていない旨を表明保証させるのが一般的であるとの意見が多く見られた

## 導入の許容性

- 著作権等管理事業への影響
  - ・著作権等管理事業者へのヒアリング及び検討委員会による検討によれば、対抗制度の導入により著作権等管理事業に支障が生じるような影響はないものと考えられる
- 出版権制度への影響
  - ・利用許諾に係る権利と出版権とでは権利の性質が異なることから、利用許諾に係る権利の対抗制度の導入が出版権制度に法的に影響するとは考えにくい
- 他の知的財産権法との関係
  - ・特許法等では当然対抗制度，商標法等では登録対抗制度が導入されており，著作権法以外の知的財産法では対抗制度が導入されている

対抗制度が導入されない場合，ライセンサーは自らのコントロールできない事情によって利用が継続できなくなるという重大な不利益を被る一方で，対抗制度が導入されたとしても，譲受人はリスクの内部化が可能であり，また，被る不利益は大きくない場合が多い。両者の保護のバランス等を踏まえると，対抗制度を導入するのが望ましいのではないか。

## 対抗要件

- 前述のような譲受人保護の要請の程度からすると、利用許諾に係る権利の対抗に関して、公示又は善意の譲受人の保護は必ずしも必要ではないと考えられる
- 対抗制度の設計に関する関係者の意見
  - ・当然対抗制度については、登録や立証の負担がないことから望ましいとの意見が多かった
  - ・事業実施対抗制度については、事業を公然と実施している立場からすれば問題がないとする意見もあったが、ソフトウェアなど外形的に分かりにくいという点や立証の負担を懸念する意見もあった
  - ・悪意者対抗制度については、譲受人保護の観点からは望ましいとの意見もあったが、立証の負担を懸念する意見もあった。
  - ・登録対抗制度については、登録に要する金銭的・手続的負担から否定的な意見が多かった
- 特許法その他の知的財産権法との関係では、特許法等において当然対抗制度の導入が許容された主要な理由は著作権法においても当てはまり、商標法において当然対抗制度が導入されなかった主要な理由については当てはまらない

譲受人に与え得る不利益の程度、譲受人とライセンシーとの間のリスク分担や責任分担の在り方、他の知的財産権法との整合性等を踏まえると当然対抗制度が有力な選択肢となり得る

## 契約の承継

利用許諾に係る権利の対抗に伴い、ライセンス契約が承継されるか

### ○関係者の意見

- ・基本的には契約が承継されることが望ましいとの意見が多かった一方で、属人的な契約内容（著者の校正義務、保守・修理義務など）については、契約が承継されると問題が生じる場面があるとの指摘や分野により契約の内容が異なるので契約の承継を一律に考えることは困難との指摘があった

### ○民法法理との関係

- ・契約の承継（契約上の地位の移転）には、譲渡当事者間の合意及び契約の相手方（ライセンシー）の承諾が必要となるというのが原則
- ・不動産賃貸借における所有権の移転に伴う賃貸人の地位の移転を参考として、法律関係の複雑化回避の要請及び債務の定型性が認められる場合には、例外的に契約が承継されるとの考え方を前提とすれば、定型的な契約内容については承継し、非定型的な内容は承継しないという制度設計は考え得る

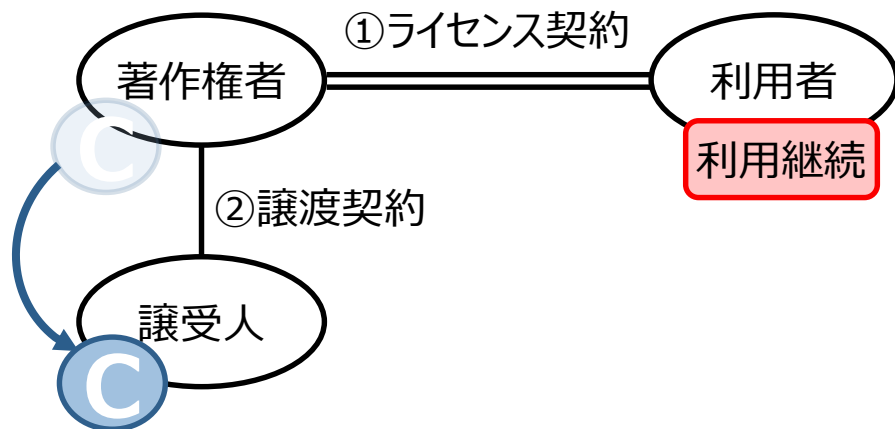
### ○検討に当たって留意すべき事項

- ・定型的・非定型的な契約内容を区別することの困難性、契約内容の一部が承継されることにより却って法律関係が複雑化するおそれ等が指摘された

定型的な契約内容を承継するとの制度設計については慎重な検討が必要であり、個々の事案の解釈に委ねることも含めて検討がなされることが望ましい

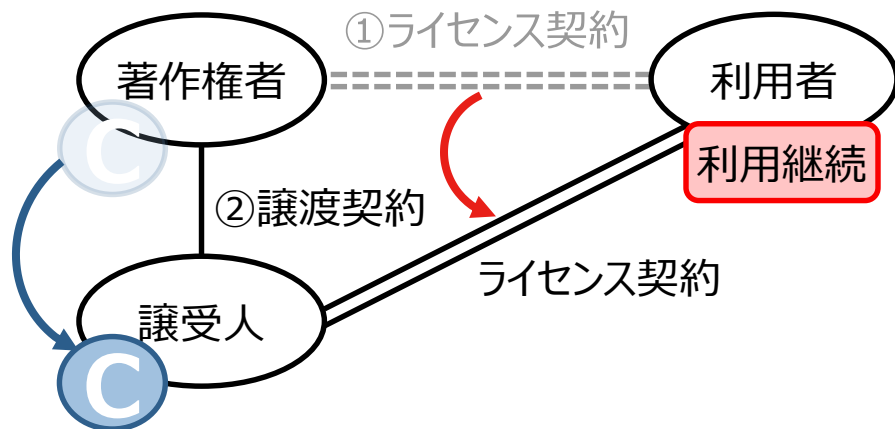
# (参考) 契約の承継の有無による法律関係の違い

## ◇ 契約を承継しない場合



- ライセンス契約は履行不能とはならず、かつ、当事者を変更することなく存続
- 利用者は、ライセンス契約に基づいて、旧著作権者に使用料を支払う
- 利用者は、譲受人からは使用料の請求を受けない
- 譲受人は、譲渡契約において使用料の取扱いについての合意がなければ、旧著作権者に対して、使用料相当額を不当利得として返還請求することができる

## ◇ 契約を（全部）承継する場合



- ライセンス契約は譲受人を当事者として存続
- 利用者は、ライセンス契約に基づいて、譲受人に使用料を支払う
- 利用者は、旧著作権者からは使用料の請求を受けない

## 独占的ライセンスの保護

- 独占ライセンスの保護の必要性について
  - ・著作物等の独占的ライセンスは社会において相当程度用いられていること、独占的な地位を得るために非独占的ライセンスよりも高いライセンス料の支払を伴う契約を締結する実態があること、著作権の譲渡がなされた場合でも引き続き独占的な利用が継続されることを期待する意見が多いこと等が確認された
- 民法法理との関係
  - ・契約の承継の問題について慎重な検討が必要となることは前述のとおり
  - ・不動産賃貸借に係る対抗制度を踏まえれば、自らの利用を妨げられないことだけでなく、自分以外の者に利用を行わせないことについても対抗することができる制度を設けることは民法の一般原則には反しないと考えられる
- 検討に当たって留意すべき事項
  - ・独占的ライセンスを対抗することができる場合には、譲受人の不利益が大きいことから、公示又は善意の譲受人の保護が必要と考えられる

譲受人に与え得る不利益の程度を考慮しつつ、独占的ライセンスを保護する制度についても検討を行うべきではないか。独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の在り方にも密接にかかわるため、これと併せて検討がなされることが望ましい



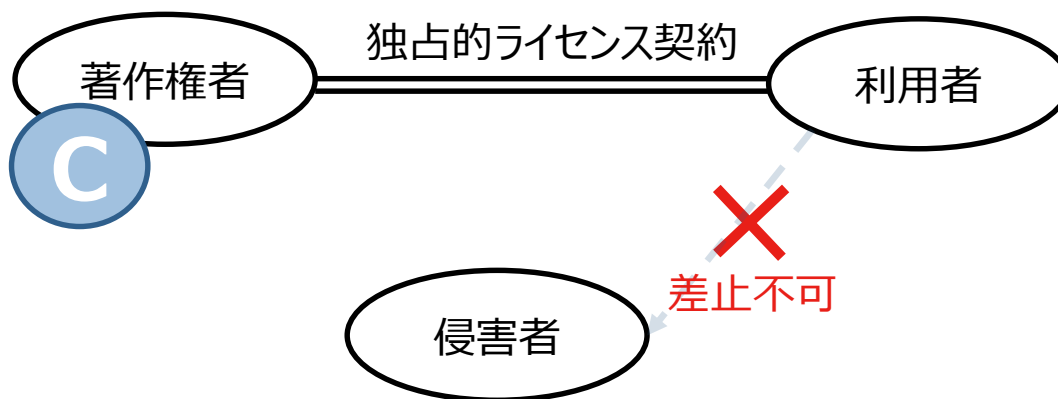
# (参考) 諸外国における類似制度

	① 著作権譲渡があった場合の ライセンシーの利用の継続	② ①に伴う契 約の承継	③ 著作権譲渡があった場合の 独占的ライセンスの主張	④ ③に伴う契 約の承継
アメリカ	<p><u>①②を満たす場合、利用を継続できる</u></p> <p>① ライセンス契約が書面により適法になされていること ② a 著作権の移転前にライセンスがされていること、又は、 b 著作権の移転登録の前に行われ、かつ、移転につき善意であること</p>	契約は承継されない	<p><u>以下のいずれかの場合、独占的地位を主張できる</u></p> <p>① 契約締結後1か月（国外で締結の場合は2か月）以内に登録されている場合、又は、 ② 後に行われた権利移転の前に登録されている場合 * 独占的ライセンスの成立要件として書面によることが必要</p>	契約は承継されない
イギリス	<u>第三取得者が善意有償の場合を除き、利用を継続できる</u>	契約は承継されない	<p><u>第三取得者が善意有償の場合を除き、独占的地位を主張できる</u> * 独占的ライセンスの成立要件として書面によることが必要</p>	<u>契約は承継される</u>
ドイツ	<u>利用を継続できる</u>	契約は承継されない	<u>独占的地位を主張できる</u>	契約は承継されない
フランス	利用を継続できない	—	独占的地位を主張できない	—
中国	<u>利用を継続できる</u> (裁判例)	不明 (契約は承継されるとの学説あり)	<p><u>独占的地位を主張できる</u> (後行ライセンスの場合裁判例あり) * 独占的ライセンスの成立要件として書面によることが必要</p>	不明

\* 上記は、著作物の種類等を問わないライセンス契約一般に関する制度の有無について記述したものである

# 独占的ライセンサーへの差止請求権の付与について

- 現行著作権法上，産業財産権における専用実施権・専用使用権のような物権的な利用権が出版権以外には存在せず，また，利用許諾を受けた利用者（ライセンサー）には差止請求権が付与されていない



- そのため，独占的な利用に対する期待を有している独占的ライセンサーであっても，無断で著作物を利用している侵害者に対して差止請求をすることができず，原則として著作権者から差止請求をしてもらわなければならない

独占的ライセンサーには差止請求権が与えられていないため，独占的ライセンサー自ら侵害行為を排除することが困難な状況にあり，独占的ライセンサーの独占的な利用に対する期待に対する保護が十分ではないのではないか

## 現在の状況

独占的ライセンサー自ら差止請求をすることができず、著作権者に対して協力を要請する必要があるという現在の制度では、以下のとおり、十分に実効的な海賊版対策に取り組むのが難しい状況がある

- 数え切れないほどに存在する著作権侵害に対して対応する際に、逐一独占的ライセンサーが著作権者に対して協力を要請することは困難であること
- 著作権者であることの証明の際に、ISPや侵害者から、著作権者の実名や住所等の個人情報やその証明書類等を渡すことを求められる場合があり、著作権者・独占的ライセンサーの双方がそれを避けたいと考えていること
- 差止請求を行ったり訴えを提起したりすることによるレピュテーションリスクをおそれて侵害排除への協力を忌避する著作権者も存在すること
- 税関の水際差止めの申立てに関しても、著作権者の住所や氏名が輸入者に開示されること編の抵抗感や差止申立てに係るコストを著作権者に負担させることを避ける等の理由から、不本意にも差止申立てを断念することに繋がりがねない状況があること

# 差止請求権付与の検討の必要性について②

## 実務上の対応

- 独占的ライセンサー自らの名義で警告状等を送付しても、効果があるかはISPや侵害者等によるところが多く、十分に効果が上がらない
  - ・ 侵害排除の対応を行ったものの、侵害行為を停止することが出来なかった経験を有するライセンサーが72.5%
- (ライセンスに代わる) 著作権の一部譲渡の問題については前述のとおり
- 債権者代位権の行使が認められるような内容のライセンス契約 (裁判例上ライセンサーが侵害排除義務を負うことが必要) は必ずしも広く締結されていない
  - ・ 侵害排除義務を課していないとの回答がライセンサーで55.4%, ライセンサーで57.3%

## 関係者の意見

- ライセンサーからは独占的ライセンサーへの差止請求権付与に肯定的な意見が多かった
- ライセンサーからも侵害対策の手段が増えることは望ましいなどの理由から差止請求権付与に肯定的な意見が多かった一方で、自身の承諾なく差止請求権の行使がされることについての懸念も示された

独占的ライセンサーが期待する独占状態の実現に関しては課題があり、**独占的ライセンサーの権利の性質や著作権者に与える影響も考慮しつつ、独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の導入について検討がされるべきであると考えられる**

## 民法法理との関係

- 債権でありながら第三者の利用を排除することが認められている例としては、不動産賃借権に基づく妨害排除請求の例が存在する。独占的ライセンスに基づく権利を、債権的な権利とし、また、対抗制度が創設されることを前提として、不動産賃借権に基づく妨害排除請求の正当化根拠の応用の可否について検討
- 不動産賃借権に基づく妨害排除請求の正当化根拠
  - ①不動産賃借権の特殊性による正当化
    - i 不動産賃借権が重要な社会的作用を担っている、 ii 不動産賃借権が借地借家法や農地法といった特別法によって、その継続性が強化されているという特殊性
  - ②対抗力による正当化

対抗力を備えた不動産賃借人は自らに劣後する不動産の譲受人や二重賃借人に対し、不動産の利用を禁じることができるという評価を貫徹するために、それらの者が利用をしている場合にはその利用を排除できなければならない
  - ③対抗制度による正当化

②の対抗力の付与の基礎にある評価を貫徹するならば、不動産賃借人はその賃借権の対抗を受ける者がその目的物である不動産を利用しているときは、その者に対し、妨害排除を請求することができなければならない。そのように考えると、不動産賃借人は、対抗力を備えていなくても、不法占拠者に対しては、妨害排除請求することができることとなる
  - ④占有による正当化

不動産賃借人が占有を取得したときは、目的物である不動産との間に緊密な事実上の関係が生じ、第三者もそのことを認識できるようになる

## 民法法理との関係

### ○独占的ライセンスへの応用について

- ・ ①不動産賃借権の特殊性による正当化については、独占的ライセンスには不動産賃借権同様の特殊性は認められないため、応用は困難と考えられる
- ・ ②対抗力による正当化、③対抗制度による正当化、④占有による正当化については、それぞれ差止請求権行使の要件が異なることとなるので、実務において有効に機能する制度となるかといった点も含めて更なる検討が必要

## 準物権的利用権の創設

### ○債権である独占的ライセンシーの権利に基づく差止請求を認めるのではなく、特許法における専用実施権等のように分野を限らない準物権的な利用権を創設することも一つの選択肢になり得るとの意見があった

- ・ このような制度とする場合には、出版権に倣い、当該利用権の設定の事実のみで差止請求権を行使できる制度とすることも考えられる

### ○このような制度設計については、以下のような指摘があった

- ・ 準物権的な利用権を創設しても、創設前に存在する独占的ライセンシーの保護にはつながらない
- ・ 登録を効力発生要件とすると特許法における専用実施権等のように使いにくい権利となるおそれがある
- ・ 債権と準物権的な利用権では、権利譲渡の要件等に差異が生じ得るので、その点も含めてどのような制度とするか検討する必要がある

## 著作権者の意思との関係

- 独占的ライセンシーが著作権者に無断で権利行使を行うことに対する不安感が示されていたことから、著作権者が明確に差止めを認めないことを意思を明らかにしている場合には、差止請求権を行使できないとするような制度設計も考えられるのではないかと、という意見があった
- このよう制度設計に対しては以下のような意見があった
  - ・独占的ライセンシーに固有の差止請求権を認めるという考え方を取る場合には、著作権者の意思との関係を考慮しなければならないとすれば論理的整合性を欠いてしまうのではないかと
  - ・独占ライセンス契約において独占的ライセンシーが第三者に差止請求権を行使する場合には協議を申し出ること等の条項を入れれば実際上著作権者の意思に沿わない差止請求権の行使はされないのではないかと

独占的ライセンシーへの差止請求権の付与については、**差止請求権付与の正当化根拠について差止請求権行使の要件を含めた検討を要すること、準物権的な利用権の創設も選択肢となり得ること、著作権者の意思との関係について検討を要すること等が確認された。**制度導入の検討に当たっては、これらの点も踏まえた上で、**独占的ライセンスの保護の在り方と併せて検討が行われることが望ましい。**



# (参考) 諸外国における類似制度

	独占的ライセンサーによる差止請求の可否
アメリカ	<u>差止請求できる</u> * 独占的ライセンスの成立要件として、書面によることが必要 * * 訴訟提起には、独占的ライセンスの登録が必要
イギリス	<u>差止請求できる</u> * 独占的ライセンスの成立要件として、書面によることが必要
ドイツ	<u>差止請求できる</u>
フランス	差止請求できない
中国	<u>差止請求できる</u> * 独占的ライセンスの成立要件として、書面によることが必要

注：上記は、著作物の種類等を問わないライセンス契約一般に関する制度の有無について記述したものである

(参考) 非独占ライセンサーによる差止請求について

イギリスでは、①書面により契約されていること、②契約上権利者がライセンサーに対して訴権を付与していることを満たす場合には、非独占ライセンサーは差止請求をすることができる

ドイツでは、①差止請求に関する権利者の同意があること、②権利行使に関する固有の利益が認められることを満たす場合には、非独占ライセンサーは差止請求をすることができる

中国では、権利者が差止請求権行使を認めた場合、差止請求を認める一部の裁判例が存在している

アメリカ、フランスでは非独占ライセンサーは差止請求を行うことができない